居宅介護重要事項説明書

（令和３年４月１日現在）

１．当センターが提供するサービスについての相談窓口

電　話　０４７０－３０－５３６０　（午前９時～午後５時まで）

担　当

※　ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

２．居宅介護支援事業所の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

名　　称	おもいやりの郷居宅介護支援センター
所　在　地	千葉県南房総市白浜町滝口７２１６－８
介護保険指定番号	１２７８１００５０
サービスを提供する対象地域	南房総市、館山市の区域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい

（２）営業時間

月曜日から金曜日	午前９時から午後５時まで

※１２月３０日から１月３日までの年末年始は休業日

３．サービス開始までの流れと説明義務

開始までの流れ

申込み→訪問調査（課題分析）→計画原案作成→お客様の合意→事業者とサービス調整→お客様の同意→サービスの提供→⑧サービス提供管理

説明の義務付け

（１）複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

（２）当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

４．利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、下記の金額（１カ月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、市町村の窓口に提出することで、全額払い戻しをうけられます。

（１）基本単価

・居宅介護支援費（Ⅰ）　　１ヶ月につき

〈介護支援専門員１人当りの取り扱い件数が 40 件未満〉

要介護１又は要介護２　　10,760円
要介護３、要介護４、要介護５　　13,980円

（２）加算

①初回加算　〈以下の場合に１ヶ月3,000円を加算〉

・新規に認定を受けて居宅サービス計画を作成する場合
・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
・要介護状態区分が２段階以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

②特定事業所加算（Ⅱ）　〈１ヶ月4,070円〉

・専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置していること
・専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を３名以上配置していること
・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること
・２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること

午前９時～午後５時（平日・祝日）　０４７０－３０－５３６０
上記外の時間、（土・日）　０４７０－３０－５３５３

・当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること
・居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
・利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４０名未満であること
・法第六十九条の二、第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
・他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること
・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供される様な居宅サービス計画を作成していること

③入院時情報連携加算（Ⅰ）　〈以下の場合に１ヶ月2,000円〉

・情報提供の方法に関係なく、入院してから３日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

④入院時情報連携加算（Ⅱ）　〈以下の場合に１ヶ月1,000円〉

・情報提供の方法に関係なく、入院してから４日以上７日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

⑤退院・退所加算

・退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用

に関する調査を行った場合（同一利用者について、居宅及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）入院又は入所期間中につき１回を限度。

加算名	金額	算定要件
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円	情報提供をカンファレンス以外の方法により１回受けていること
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円	情報提供をカンファレンスにより１回受けていること
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円	情報提供をカンファレンス以外の方法により２回受けていること
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円	情報提供を２回受けており、１回以上はカンファレンスによること
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円	情報提供を３回受けており、うち１回以上はカンファレンスによること

⑥緊急時等居宅カンファレンス加算　〈１回 2,000 円〉

・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。

⑦ターミナルケアマネジメント加算　〈月 4,000 円〉

・在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た居宅介護支援事業者が、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

⑧通院時情報連携加算　〈月 500 円〉

・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合、利用者１人につき１月に１回の算定を限度とする

５．サービス利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当センター職員がお伺い致します。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護

支援事業者をご紹介致します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

・お客様が介護保険施設に入所した場合
・お客様の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当所や当所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

６．サービス内容に関する苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当　伊藤　宏
電話　０４７０－３０－５３６０

②その他

南房総市保健福祉高齢者支援課
電話　０４７０－３６－１１５２

館山市高齢者福祉課介護保険係
電話　０４７０－２２－３４８９

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係
電話　０４３－２５４－７４２８

７．当法人の概要

◆ 名称・法人種別　社会福祉法人　白波会
◆ 代表者役職・氏名　理事長　三津田　優
◆ 本部所在地　千葉県船橋市新高根６－４３－３
◆ 電話番号　０４７－４６６－５５５３
◆ 定款の目的に定めた事業
1. 特別養護老人ホーム　（第１種事業）
2. 老人短期入所　（第２種事業）
3. 老人デイサービス事業（第２種事業）
4. 在宅介護支援事業　（第２種事業）
5. 老人居宅介護等事業　（第２種事業）
6. 保育所　（第２種事業）

7.　居宅介護支援事業（公益を目的とする事業）
8.　その他これに付随する業務

◆　施設・拠点等

特別養護老人ホーム	１カ所
内、居宅介護支援事務所	１カ所
短期入所生活介護	１カ所
通所介護	１カ所
在宅介護支援センター	１カ所
保育所	３カ所

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　千葉県南房総市白浜町滝口７２１６－８
名　称　社会福祉法人白波会
おもいやりの郷居宅介護支援センター
理事長　三 津 田　　優　　印

説明者　氏　名　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者
住　所

氏　名　　印
（代理人）
住　所

氏　名　　印